

日本 MRS の支部活動についての規約

1. 目的

- (1) 本規約は、日本 MRS 定款第 3 条の支部の活動を定める。
- (2) 支部は日本 MRS の活動を特定の地域において効率的に推進することを目的に設置することができる。
- (3) 支部は、日本 MRS の総会、理事会、各種委員会の権限を制約してはならない。

2. 設置条件

- (1) 支部は、日本 MRS の活動を行う特定の地域が明確となる名称を名乗る。
- (2) 支部の運営に当たっては、支部代表、ならびに、日本 MRS 事務局との連絡・調整を行う連絡世話人を置く。
- (3) 支部は、年に少なくとも 1 回以上、独自のセミナー、講演会、総会などを開催すること。なお、日本 MRS の年次大会や IUMRS 関連の国際会議にシンポジウムを提案し運営することができる。
- (4) 各支部は、各年度の活動の報告書および会計報告書（該当する場合）を、当該年度末までに理事会に提出するものとする。

3. 設置方法

- (1) 支部の設置申請は、申請用紙に必要事項を記載後、事務局に提出し行うこととする。提出時期は毎年の 1 月とする。
- (2) 支部申請の認可については、経営企画委員会における検討の後、理事会にて審査を行い、決定する。

4. 運営方法

- (1) 支部の活動費は、日本 MRS に請求できるものとする。その額は当該支部に属する会員が支払った日本 MRS 年会費の 1/8、或いは 10 万円のうち、金額が少ない方とし、理事会で決定する。
- (2) 支部独自の会費を調達する場合、日本 MRS の会費と共に支払い、支部活動費に充てるものとする。
- (3) 支部の運営に関する事務処理や経理は各支部で行う。

5. その他

本規約は、理事会の決議により変更することができる。

本規約は 2017 年 6 月 3 日から施行する。